八　法第十八条第二項の確認	修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	次条第一項の設計基準適合証
九　法第十八条第四項の確認	修理改造設計の承認を受けた設計の変更について、当該変更後の修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	
十　法第十九条第一項又は法第十九条の二の確認	航空機の整備又は改造の計画（修理又は改造のための設計に係るものを除く。）及び過程並びにその作業完了後の現状について、次のイからハまでに掲げる航空機がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。 イ　整備又は改造をした航空機（ロ及びハに掲げるものを除く。）　法第十条第四項第一号の基準 ロ　第二十四条の表第二号の下欄ロに掲げる修理又は改造をした航空機　法第十条第四項第一号及び第二号の基準 ハ　第二十四条の表第二号の下欄ハに掲げる修理又は改造をした航空機　法第十条第四項第一号及び第三号の基準	搭載用航空日誌（滑空機にあつては、滑空機用航空日誌）
十一　第二十六条の十三第七項の確認	装備品等修理改造設計が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	次条第一項の設計基準適合証
十二　第二十六条の十三第十五項の確認	装備品等修理改造設計の承認を受けた設計の変更について、当該変更後の装備品等修理改造設計が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	

2　第十五条第六項の確認は、第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品等の設計の変更について、当該設計の変更後の装備品等が当該承認を受けた型式又は仕様に適合することについて確認主任者（当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次条第二項の設計基準適合証に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

九　法第十八条第三項第三号の確認	装備品の修理又は改造の過程及びその作業完了後の現状について、当該装備品が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	
十　法第十九条第一項又は法第十九条の二の確認	航空機の整備又は改造の計画（修理又は改造のための設計に係るものを除く。）及び過程並びにその作業完了後の現状について、次のイからハまでに掲げる航空機がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。 イ　整備又は改造をした航空機（ロ及びハに掲げるものを除く。）　法第十条第四項第一号の基準 ロ　第二十四条の表第二号の下欄ロに掲げる修理又は改造をした航空機　法第十条第四項第一号及び第二号の基準 ハ　第二十四条の表第二号の下欄ハに掲げる修理又は改造をした航空機　法第十条第四項第一号及び第三号の基準	搭載用航空日誌（滑空機にあつては、滑空機用航空日誌）

2　第十四条の二第六項の確認は、第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品の設計の変更について、当該設計の変更後の装備品又は部品が当該承認を受けた型式又は仕様に適合することについて確認主任者（当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次条第二項の設計基準適合証に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。